昭和25年2月20日 制定 (文部大臣認可)

昭和29年2月15日 改正 昭和38年6月4日 改正 昭和48年5月29日 改正 昭和48年9月27日 改正 昭和50年7月15日 改正 昭和50年9月11日 改正 昭和52年1月10日 改正 昭和54年7月25日 改正 昭和54年11月20日 改正 昭和55年7月14日 改正 昭和57年2月23日 改正 昭和58年3月29日 改正 昭和58年7月19日 改正 昭和60年2月26日 改正 昭和60年11月26日 改正 昭和61年10月28日 改正 昭和62年1月27日 改正 昭和62年11月24日 改正 平成元年3月28日 改正 平成元年6月27日 改正 平成元年11月28日 改正 平成元年12月22日 改正 平成4年1月28日 改正 平成 4 年11月24日 改正 平成5年3月30日 改正 平成6年3月17日 改正 平成7年1月31日 改正 平成7年3月30日 改正 平成8年2月27日 改正 平成9年3月25日 改正 平成10年12月22日 改正 平成11年10月22日 改正 平成13年2月27日 改正 平成14年5月28日 改正 平成15年2月25日 改正 平成16年1月27日 改正 平成16年2月24日 改正 平成16年3月25日 改正 改正 平成16年9月30日 平成16年11月30日 改正 平成17年1月25日 改正 平成17年3月29日 改正 平成17年11月29日 改正 平成18年3月28日 改正 平成18年12月19日 改正

平成19年2月27日 改正 平成19年3月27日 改正 平成19年9月28日 改正 平成19年10月30日 改正 平成20年2月26日 改正 平成21年2月24日 改正 平成21年3月24日 改正 平成22年2月23日 改正 平成23年2月22日 改正 平成23年3月18日 改正 平成23年10月4日 改正 平成24年1月31日 改正 平成24年2月28日 改正 平成24年3月13日 改正 平成24年9月27日 改正 平成25年2月26日 改正 平成25年3月19日 改正 平成26年2月4日 改正 平成26年2月25日 改正 平成26年9月25日 改正 平成27年2月24日 改正 平成27年3月17日 改正 平成28年2月23日 改正 平成28年3月22日 改正 平成28年7月26日 改正 平成28年10月25日 改正 平成29年2月21日 改正 平成29年3月21日 改正 平成30年3月20日 改正 平成30年10月9日 改正 平成30年11月27日 改正 平成31年3月5日 改正 令和2年2月25日 改正 令和3年3月2日 改正 令和3年12月21日 改正 令和4年2月22日 改正 令和 4 年11月29日 改正 令和5年2月21日 改正 令和6年3月12日 改正 令和7年2月18日 改正

第1章 総則

- 第1条 本大学は成城学園創業の精神に則り個性の暢達を主眼として広く専門の学芸を研究教授し、 広角の視野と高度の教養を具えかつ、豊かな個性を持つ社会の先導者を育成すると共に、文化の発 展に貢献することを目的とする。
- 2 本大学各学部の人材育成の目的は次のとおりとする。
 - (1) 経済学部は、経済社会における諸現象を理論的・実証的に把握し、変貌する現実社会に対する洞察力と判断力を養うとともに、事業経営など種々の環境において必要な識見と実践能力を具えた人材を育成することを目的とする。
 - (2) 文芸学部は、人間の文化的営為に関する多角的な研究・考察を通じて、豊かな教養、柔軟な

思考力、広い視野を修得させ、かつ、それらを基盤にした知的創造性に富み、それをもって社会 に貢献しうる人を育てることを目的とする。

- (3) 法学部は、法的なものの見方・考え方を身につけることをめざし、現代の法律学を体系的に 学ぶことによって、深い理解力、確かな判断力、豊かな想像力をもった人材を育成することを目 的とする。
- (4) 社会イノベーション学部は、社会に持続した発展をもたらす人間の創造活動であるイノベーションについて学問横断的に理解し、社会に貢献する意欲をもって、自らそれらに関する問題を発見・設定・解決し、その成果を論理的また実践的な言語能力を活用して伝達することができる、社会に有為な人材を育成することを目的とする。
- 3 本大学各学科の人材育成の目的は別表1のとおりとする。
- 第2条 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本 大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
- 2 自己点検・評価の項目、実施に関する組織及び運営等については別に定める。
- 第3条 本大学は、成城大学と称する。
- 2 本大学は、東京都世田谷区成城六丁目1番20号に置く。第2章 学部、学科組織、収容定員及び修業年限
- 第4条 本大学に次の学部及び学科を置き、その収容定員は次のとおりとする。

(学部)	(学科)	(入学定員)	(収容定員)
経済学部	経済学科	180名	720名
	経営学科	180名	720名
文芸学部	文化史学科	60名	240名
	国文学科	60名	240名
	英文学科	75名	300名
	芸術学科	60名	240名
	マスコミュニケーション学	60名	240名
	科		
	ヨーロッパ文化学科	60名	240名
法学部	法律学科	240名	960名
社会イノベーション学部	政策イノベーション学科	120名	480名
	心理社会学科	120名	480名

- 第5条 本大学の修業年限は、4年とする。ただし、本大学の各学部教授会の議を経て、学長が認めるときは、3年とすることができる。
- 2 在学年数は、8年を超えることができない。
- 第6条 本大学に大学院を置く。
- 2 大学院の学則は、別に定める。
 - 第3章 学長及び教職員
- 第7条 本大学に学長、学部長、教授、准教授、講師、助教及び事務職員その他を置く。
- 2 学長、学部長、教員及び事務職員に関する規則は、本学則に定めるもののほか、別に定める。
- 第7条の2 本大学に副学長を置くことができる。
- 2 副学長に関する規則は、別に定める。
- 第8条 本大学に名誉教授を置くことができる。
- 2 名誉教授に関する規則は、別に定める。
- 第9条 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統括する。
- 2 学長は、次の各号に掲げる事項につき、第9条の3に定める評議会の議を経て決するものとする。
 - (1) 成城大学学則、成城大学大学院学則及び成城大学学位規則並びにその他重要な規則の制定改 廃に関する事項
 - (2) 学部及び学科、大学院研究科及び専攻並びに附置研究施設の新設改廃に関する事項
 - (3) 教員人事の基準及び専任教員数の配置に関する事項

- (4) 学生定員に関する事項
- (5) 学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項
- (6) 大学予算に関する事項
- (7) その他学長が別に定める大学運営に関する重要事項
- (8) 学園理事長及び学園長の諮問事項
- 3 学長は、次の各号に掲げる事項につき、第9条の4第1項に定める教授会又は大学院の学則に定める研究科教授会の議を経て決するものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 教員人事(教育研究業績の審査等)に関する事項
 - (4) 教育課程及び担任者に関する事項
 - (5) 授業科目の履修方法、聴講に関する事項
 - (6) その他学長が別に定める当該学部又は研究科の教育研究及びこれに伴う運営に関する重要事項
- 4 学長は、前項に規定するものの他、学長のつかさどる教育研究に関する事項について、教授会に 意見を求めることができる。
- 第9条の2 学部に、学部長を置く。
- 2 学部長は、当該学部に所属する専任教授の中から当該教授会が選出する。
- 3 学部長の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。
- 4 学部長は教授会の議長となり、当該学部の運営に当たる。

第4章 評議会

- 第9条の3 本大学に、重要な事項を審議するために評議会を置く。
- 2 評議会に関する規則は、別に定める。

第4章の2 教授会

- 第9条の4 各学部に、教育研究に関する事項を審議するために教授会を置く。
- 2 教授会に関する規則は、別に定める。

第5章 学年、学期、休業日及び授業期間

- 第10条 本大学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第11条 学年は、分けて次の2期とする。
 - (1) 前期 4月1日から9月14日まで
 - (2) 後期 9月15日から翌年3月31日まで
- 第12条 本大学における授業を行わない日(以下「休業日」という。)を次のとおり定める。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 創立記念日 5月5日
 - (4) 春季休業日
 - (5) 夏季休業日
 - (6) 冬季休業日
- 2 前項第4号から第6号までの休業日については、当該学年が始まる前に学長が定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学長は、必要に応じて、臨時に休業日を変更し又は設け若しくは取りやめることができる。
- 第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験期間その他の期間を含めて、35週にわたることを原則とする。

第6章 教育課程

第14条 本大学各学部において開設する科目区分、授業科目、配当年次、授業の方法及び単位数は、 別表1の2のとおりとする。

第15条 削除

第16条 学生は、毎学年の始めに当該学年において履修する授業科目を登録しなければならない。ただし、学年の途中においても、所属する教授会の議を経て、履修の登録を認めることがある。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外を履修し、また単位を修得することはできない。
- 第17条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。
 - (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目により30時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (3) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 第17条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。
- 第18条 学生は、本大学を卒業するためには、4年以上在学し、かつ、その所属する学部及び学科に応じ、別表1の3に定める単位以上を修得しなければならない。ただし、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認めるときには、3年以上在学した者に、所属する学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認めることができる。

第7章 教職課程及び学芸員課程

- 第19条 教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、教育職員 免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 2 本大学において開設する教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等並びに 単位数は、別表2のとおりとする。
- 3 本大学の各学部学科において取得できる免許状の種類及び教科は、別表3のとおりとする。
- 第20条 学芸員の資格を得ようとする者は、第18条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、博物館法 及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 2 本大学において開設する学芸員に関する科目及び単位数は、別表4のとおりとする。

第8章 学習の評価

- 第21条 各授業科目の履修を修了した者には、認定の上単位を与える。
- 2 授業科目修了の認定の方法は、平素の成績及び筆記試験又は論文による。ただし、実技、実習、 演習などは、平素の成績によって認定することができる。
- 第22条 試験等の時期は、原則として学期末又は学年末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。
- 第23条 当該授業科目について、出席すべき時間数の3分の1以上欠席した者は、当該授業科目修了 の認定を受けることができない。
- 2 授業料その他の校納金未納の者は、授業科目修了の認定を受けることができない。
- 3 筆記試験で不正行為を行った者は、当該学期に履修する授業科目について、授業科目修了の認定 を受けることができない。
- 第24条 病気等止むを得ない事情により、試験等を受けることができなかった者に対しては、教授会 の議を経て、追試験を行うことがある。
- 第25条 授業科目の評価は秀、優、良、可及び不可の5段階に区別して表示し、不可は、未修了とする。
- 第26条 本大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修とみなし、所定の単位数を限度として、所属する教授会の議を経て、単位を与えることがある。
- 2 本大学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大 臣が定める学修を、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修とみなし、所定の単位数 を限度として、所属する教授会の議を経て、単位を与えることがある。
- 3 前2項の規定は、本大学への再入学、学士入学又は転学について準用する。 第9章 卒業及び学位授与
- 第27条 本大学に4年以上在学し、第18条に規定する単位を修得した者に、所属する学部の教授会に

よる議を経て学部長が卒業と認定したうえで、学長が学士の学位を授与する。ただし、他の大学に 在学した年数は、これを通算する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本大学に3年以上在学し、第18条に規定する単位を優秀な成績で修得した者に、所属する学部の教授会による議を経て学部長が卒業と認定したうえで、学長が学士の学位を授与することができる。ただし、他の大学に在学した年数は、これを通算する。
- 3 前2項に規定する本大学を卒業するために必要な単位数のうち、第17条の2第2項に規定する授業の方法により修得した単位数は、60単位を超えないものとする。

第28条 削除

第10章 入学、退学、転学及び休学

- 第29条 入学の時期は、学年の始めとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要に応じ、学年の途中においても、学期の区分に従い、学 生を入学させることができる。
- 第30条 本大学に入学の資格を有する者は、次のとおりである。
 - (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
 - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずるもので文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認 定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (8) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
 - (9) 高等学校に2年以上在学した者又はこれに準ずる者であって、本大学の定める分野において 特に優れた資質があると認めた者
- 第31条 本大学に入学を志願する者は、本大学所定の書類に別表5の入学検定料を添えて提出しなければならない。
- 2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については、別に定める。
- 第32条 入学は、検定によって、許否を決定する。
- 2 検定の方法は、別に定める。
- 第33条 本大学を退学した者又は除籍された者が再入学を希望するときは、選考の上、退学時又は除籍時に所属していた学部・学科に限り、所属を希望する学部の教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。
- 2 再入学の場合の入学検定料は別表5のとおりとする。
- 3 再入学の場合の授業料及びその他の校納金は、別表5のとおりとし、再入学して配属される年次の学生に現に適用されている授業料及びその他の校納金に準ずる。なお、授業料及びその他の校納金の未納のために除籍された者が再入学を許可された場合は、所定の期日までに、除籍以前に滞納した授業料及びその他の校納金相当額を納入しなければならない。
- 4 前3項の規定のほか、必要な手続は別に定める。
- 第34条 本大学又は他の大学を卒業し、学士の学位を有する者が、本大学に学士入学を希望するときは、選考の上、所属を希望する学部の教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。
- 2 学士入学の場合の入学検定料は、別表5のとおりとする。
- 3 前2項の規定のほか、必要な手続は別に定める。
- 第35条 他大学から本大学への転学は、選考の上、所属を希望する学部の教授会の議を経て、学長が

入学を許可することがある。

- 2 転学の場合の入学検定料は別表5のとおりとする。
- 3 前2項の規定のほか、必要な手続は別に定める。
- 第36条 前5条の規定により本大学に入学を許可された者は、指定の期間内に、入学金、授業料及び その他の校納金並びに本大学の指定する書類を提出しなければならない。
- 2 前項の手続を怠った者には、入学許可を取り消すことがある。
- 第37条 病気その他の事由によって退学しようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出なければならない。病気を理由とする退学願には、医師の診断書を添えなければならない。
- 第38条 転学部、転学科は、学年の始めに限り、定員を考慮しつつ選考の上、これを許可することができる。
- 第39条 他の大学へ入学又は転学を希望する者は、保証人連署の上、学長に願い出、所属する学部の 教授会の速やかな議を経て、学長の許可を得なければならない。
- 第40条 病気その他やむを得ない事由により引き続き3か月以上修学することができず、休学しようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出て、所属する学部の教授会の速やかな議を経て、学長の許可を得なければならない。病気を理由とする休学の願には、医師の診断書を添えなければならない。
- 第41条 休学の期間は当該学年を超えることができない。ただし、特別の事由がある者については更に1年以内の休学を許可することがある。
- 2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、在学年数に算入しない。
- 第42条 休学期間満了のとき、又は休学期間中であってもその事由が消滅したときは学長の許可を得て、復学することができる。
- 第43条 次の各号の一に該当する者は、所属する学部の教授会の議を経て、学長が除籍することができる。
 - (1) 第5条第2項に規定する在学年限を超えた者
 - (2) 死亡又は行方不明の者
 - (3) 授業料その他校納金を督促しても納入しない者

第11章 入学金、授業料及びその他の校納金

- 第44条 本大学に入学を許可された者は、別表5に掲げる入学金、授業料及びその他の校納金を納入しなければならない。
- 2 前項の納入金の納入時期、納入方法等必要な事項は、別に定める。
- 第45条 本大学の学生は、別表5に掲げる授業料及びその他の校納金を納入しなければならない。
- 2 前項の納入金の納入時期、納入方法等必要な事項は、別に定める。
- 第46条 退学又は転学をした者、除籍された者、退学を命じられた者及び停学中の者は、当該年度の 授業料その他の校納金を納入しなければならない。
- 2 休学中の者は、当該年度の授業料及びその他の校納金を納入しなければならない。ただし、休学 の期間が学期の全期間にわたる場合にはその学期について納入すべき授業料を免除することがある。
- 第47条 入学金、施設費、授業料のほか、実験、実習費その他教育に必要な費用を徴収することができる。
- 2 前項に規定する納入金の種類、金額、納入に必要な手続等については、別に定める。
- 第48条 学生は、在学中に授業料その他の納付金に変更があった場合には、新たに定められた金額を納付しなければならない。
- 第49条 既納の校納金等は返付しない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りではない。 第12章 特待生制度
- 第50条 人物、学業共に優秀な学生であると認めるときは、選考の上、特待生として、授業料の全部 又は一部を免除することができる。

第13章 賞罰

- 第51条 人物、学業が優秀な学生又は特に推奨すべき行為のあった学生は、これを表彰する。
- 第52条 学生にして、本大学の規則若しくは命令に背き、又は学生の本分に反する行為があるときは、

別に定めるところにより、所属する学部の教授会の速やかな議を経て、学長が懲戒を加える。

- 2 懲戒は譴責、停学及び退学とする。
- 第53条 前条の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 - 第14章 学部研究生、聴講生、科目等履修生及び留学生
- 第54条 本学の学生以外の者で学部において教員の指導の下に特定の事項に関する研究を行うことを 希望する者(以下この条において「学部研究生」という。)があるときは、審査の上、学長は研究 を許可することができる。
- 2 学部研究生について必要な事項は、別に定める。
- 第55条 本大学の学生以外の者で、本大学の開設する特定の授業科目の聴講を希望する者(以下この条において「聴講生」という。)があるときは、審査の上、学長は聴講を許可することができる。
- 2 本大学の学生以外の者で、本大学の開設する特定の授業科目を履修し単位を修得することを希望する者(以下この条において「科目等履修生」という。)があるときは、審査の上、学長は履修を許可することができる。
- 3 聴講生及び科目等履修生について必要な事項は、別に定める。
- 第56条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって本邦に入国し、本大学に留学することを 希望する者があるときは、審査の上、外国人留学生として、学長はこれを許可することができる。
- 2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本大学と外国の大学との協定に基づき本大学への受入れを希望する 者があるときは、当該協定に基づき、受入交換留学生として受入れを許可するものとする。
- 第56条の2 本大学の学生で外国における留学を希望する者については、別に定める。
 - 第15章 図書館、メディアネットワークセンター及び研究室
- 第57条 本大学に図書その他の文献及び研究資料を収集保管し、教職員及び学生の閲覧に供するため 図書館を置く。
- 2 図書館に関する規則は、別に定める。
- 第58条 本大学に、本大学のコンピュータ、情報ネットワーク及びマルチメディア設備を管理運用することにより、本大学の教育、研究及び事務の業務に供するためメディアネットワークセンターを置く。
- 2 メディアネットワークセンターに関する規則は、別に定める。
- 第59条 各学部に学術研究の便益を図るため研究室を設ける。
- 2 研究室に関する規則は、別に定める。
 - 第16章 教育施設
- 第60条 本大学に次の教育施設を置く。
 - (1) 共通教育研究センター
 - (2) データサイエンス教育研究センター
 - (3) 国際センター
 - (4) キャリアセンター
- 2 前項各号に定める教育施設に関する規則は、別に定める。
 - 第17章 研究施設
- 第61条 本大学に次の研究所及び研究機構を置く。
 - (1) 民俗学研究所
 - (2) 経済研究所
 - (3) 研究機構
- 2 前項各号に定める研究所及び研究機構に関する規則は、別に定める。
 - 第18章 厚生保健施設
- 第62条 教職員及び学生は、別に定める規則に従って、次の施設を利用することができる。

- (1) 医療保健施設及び医療室
- (2) 山岳施設

第19章 学則の改正

第63条 この学則の改正は、教授会及び評議会の議を経て、学長がこれを行う。

附則

この学則は、昭和25年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和29年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附則

この学則は、昭和50年9月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 昭和50年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附則

- 1 別表 5 の学則は、昭和55年1月1日から施行し、昭和55年度入学者にかかる入学検定料から適用する。
- 2 その余の学則は、昭和55年4月1日から施行する。

昭和54年度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附則

- 1 この学則は、昭和56年2月1日から施行し、昭和56年度入学者にかかる入学金、授業料から適用する。
- 2 昭和56年3月31日に在学する者にかかる授業料の額は、改正学則の規定にかかわらず、なお従前 の例による。

附則

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 別表5について、昭和56年度以前の入学者は、なお改正前の学則の定めるところによる。

附則

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行し、昭和58年度入学に係る者から適用する。
- 2 昭和57年度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附則

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から施行し、昭和59年度入学に係る者から適用する。
- 2 昭和58年度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附則

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この学則改正中、別表5については、昭和60年度入学に係る者から適用する。ただし、昭和59年 度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附則

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この学則改正中、別表 5 については、昭和61年度入学に係る者から適用する。ただし、昭和60年 度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この学則改正中、別表5については、昭和62年度入学に係る者から適用する。ただし、昭和61年 度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この学則改正中、別表 5 については、昭和63年度入学に係る者から適用する。ただし、昭和62年 度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附則

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この学則改正中、別表 5 については、平成元年度の入学者から適用し、昭和63年度以前の入学者の校納金については、なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成元年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- 3 学則第4条の規定にかかわらず、平成2年度から平成10年度の期間の入学定員は次のとおりとする。

(学部)	(学科)	(入学定員)
経済学部	経済学科	180名
	経営学科	180名
文芸学部	文化史学科	60名
	国文学科	60名
	英文学科	75名
	芸術学科	60名
	マスコミュニケーション学科	60名
	ヨーロッパ文化学科	60名
法学部	法律学科	240名

附則

1 この学則は、平成4年3月20日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この学則改正中、別表5については平成5年度の入学者から適用する。

ただし、平成4年度以前の入学者については、改正前の学則の定めによる。

附則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

ただし、平成5年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、平成6年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、平成7年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。 附 則

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

ただし、平成8年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、この学則別表4は平成8年度以前の入学者にも適用する。

附則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

ただし、平成9年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- 3 学則第4条の規定にかかわらず、平成11年度の入学定員は次のとおりとする。

(学部)	(学科)	(入学定員)
経済学部	経済学科	180名
	経営学科	180名
文芸学部	文化史学科	60名
	国文学科	60名
	英文学科	75名
	芸術学科	60名
	マスコミュニケーション学科	60名
	ヨーロッパ文化学科	60名
法学部	法律学科	240名
則		

附則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- 3 学則第4条の規定にかかわらず、平成12年度の入学定員は次のとおりとする。

(学部)	(学科)	(入学定員)
経済学部	経済学科	177名
	経営学科	177名
文芸学部	文化史学科	59名
	国文学科	59名
	英文学科	72名
	芸術学科	59名
	マスコミュニケーション学科	59名
	ヨーロッパ文化学科	59名
法学部	法律学科	236名
則		

附則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- 3 学則第4条の規定にかかわらず、平成13年度の入学定員は次のとおりとする。

(学部)	(学科)	(入学定員)
経済学部	経済学科	174名
	経営学科	174名
文芸学部	文化史学科	58名
	国文学科	58名
	英文学科	69名
	芸術学科	58名
	マスコミュニケーション学科	58名
	ヨーロッパ文化学科	58名
法学部	法律学科	232名
Dil.		

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- 3 学則第4条の規定にかかわらず、平成14年度の入学定員は次のとおりとする。

∄)
1名
1名
7名
8名
7 7 7

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- 3 学則第4条の規定にかかわらず、平成15年度の入学定員は次のとおりとする。

(学部)	(学科)	(入学定員)
経済学部	経済学科	168名
	経営学科	168名
文芸学部	文化史学科	56名
	国文学科	56名
	英文学科	64名
	芸術学科	56名
	マスコミュニケーション学科	56名
	ヨーロッパ文化学科	56名
法学部	法律学科	224名

附則

この学則は、平成15年9月19日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- 3 学則第4条の規定にかかわらず、平成16年度の入学定員は次のとおりとする。

(学部)	(学科)	(入学定員)
経済学部	経済学科	165名
	経営学科	165名
文芸学部	文化史学科	55名
	国文学科	55名
	英文学科	62名
	芸術学科	55名
	マスコミュニケーション学科	55名
	ヨーロッパ文化学科	55名
法学部	法律学科	220名

附則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- 3 前条の規定にかかわらず、この学則第11条及び第12条の規定は、平成16年度以前の入学者についても適用する。

この学則は、平成17年10月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。 附 則
- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。 附 則
- 1 この学則は、平成19年10月30日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。 附 則
- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。 附 則
- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。 附 則
- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。 附 則
- 1 平成23年10月4日改正の第61条については、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。
- 3 前条の規定にかかわらず、この学則第1条、第11条、第12条、第23条及び第46条の規定は、平成 23年度以前の入学者についても適用する。

附則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。
- 3 前条の規定にかかわらず、この学則第56条の規定は、平成24年度以前の入学者についても適用する。

附則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。
- 3 前条の規定にかかわらず、この学則第12条の規定は、平成25年度以前の入学者についても適用する。

附則

- 1 この学則は、平成26年9月25日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附即

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成28年11月1日から施行する。

附則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、この学則第16条及び第26条の規定は、平成29年度以前の入学者についても適用する。

附則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、この学則第11条の規定は、平成30年度以前の入学者についても適用する。

附則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、この学則第11条の規定は、令和元年度以前の入学者についても適用する。

附則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の入学者については、第11条及び第62条を除き、この改正前の学則の定めるところによる。
- 3 前項の規定に関わらず、令和6年3月12日に改正したこの学則別表1の3(2)文芸学部の規定は、 平成31年4月1日から適用し、この学則別表1の3(3)法学部の規定は、令和4年4月1日から適 用する。

別表1 (第1条関係) 各学科の人材育成の目的

学部	学科	人材育成の目的
経済学部	経済学科	経済学科は、経済社会における諸現象を、理論、歴史
		および社会の幅広い視点から把握・分析する力を持っ
		た人材を育成する。また、経済社会が抱える問題に対
		して自ら課題を発見し解決する能力を持ち、提案およ
		び発信能力を身につけたグローバルに活躍する人材を
		育成する。
	経営学科	経営学科は、経済社会ならびに企業経営における諸現
		象を、経営学に関わる学際的専門領域の幅広い視点か
		ら把握・分析する力を持った人材を育成する。また、
		産業社会が抱える問題に対して自ら課題を発見し解決
		する能力を持ち、提案および発信能力を身につけたグ
		ローバルに活躍する人材を育成する。
文芸学部	国文学科	国文学科では、国の文(あや)の学という名のもとに、
		文学作品のみならず、あらゆる日本語の表現を対象と
		して広く、かつ深く学ぶ。古代から現代までの国語・
		国文学および漢文学という国文学の基本を、言葉に対
		する知的・感覚的習練とともに修めることで、わが国
		の言語・文学、さらには文化全体を的確に理解し、そ
		の識見を生かして社会に貢献しうる人を育てることを
		目的とする。
	英文学科	英文学科は、英語文学、英語学、英語文化に関する理
		論的・実証的研究を通して、専門的知識、分析力、高
		いコミュニケーション能力を身につけることにより、
		英語を用いて多様化する現代社会の発展に貢献しう
		る、国際的教養および視野をもった人を育てることを
		目的とする。
	芸術学科	芸術学科は、芸術各分野と美に関する理論的・歴史的
		研究を通して、豊かな感性と優れた知性を育み、芸術
		的創造や研究・啓発活動、文化財の保存・公開事業等
		に参画しうる人、あるいは芸術と美への深い共感と理
		解によって、社会や文化の発展に貢献しうる人を育て
		ることを目的とする。
	文化史学科	文化史学科は、日本内外の社会・文化事象の成り立ち
		を、歴史学・民俗学・文化人類学を中心として理論的
		かつ実証的に研究するとともに、実践的な活動を通し
		て、創造的な社会や文化を構想・提起する能力を持つ
		有為の人を育てることを目的とする。
	マスコミュニケー	マスコミュニケーション学科は、現代のメディアとコ
	ション学科	ミュニケーションに関する理論的・経験的研究を通し
		て、科学的で批判的な知性を育み、現代社会への洞察
		力に満ちた理解によって市民社会の発展に貢献しうる
		人を育てることを目的とする。とくに、報道・広告・
		広報活動、情報機器を介したコミュニケーション活動、
		社会調査、さらに、ヒューマンサービスのコミュニケ

1		
		ーション的側面からの支援活動などにおいて活躍しう
		る人を育てる。
	ヨーロッパ文化学	ヨーロッパ文化学科では、ヨーロッパの言語、とりわ
	科	けドイツ語・フランス語を基礎に、哲学・歴史・文学・
		芸術など多分野にわたるヨーロッパの文化に関する理
		論的・実証的研究を通して、広い視野をもち、国際化
		の時代を生きるために不可欠な教養と高邁な理念とを
		備えた、有為な人を育てることを目的とする。
法学部	法律学科	法律学科は、法的なものの見方・考え方を身につける
		ことをめざし、現代の法律学を体系的に学ぶことによ
		って、深い理解力、確かな判断力、豊かな想像力をも
		った人材を育成することを目的とする。
社会イノベーシ	政策イノベーショ	政策イノベーション学科は、社会に持続可能な発展を
ョン学部	ン学科	もたらすイノベーションの創出・推進について学問横
		断的に理解し、社会に貢献する意欲をもって、自らそ
		れらに関連する問題を発見・設定・解決し、その成果
		を論理的に日本語で表現する能力及び実践的に英語で
		コミュニケートする能力を活用して伝達することがで
		きる、社会に有為な人材を育成することを目的とする。
	心理社会学科	心理社会学科は、社会に持続可能な発展をもたらすイ
		ノベーションの生成・普及・受容・社会や文化への影
		響について学問横断的に理解し、社会に貢献する意欲
		をもって、自らそれらに関連する問題を発見・設定・
		解決し、その成果を論理的に日本語で表現する能力及
		び実践的に英語でコミュニケートする能力を活用して
		伝達することができる、社会に有為な人材を育成する
		ことを目的とする。

別表1の3 (第18条関係) 卒業要件単位数

(1) 経済学部

経済学科

基礎科目	語学	英語	8単位
		第二外国語	6 単位
	基礎数理		4 単位
専門科目	ゼミナール		10単位
	専門基礎必修科目		6 単位
	専門基礎選択科目		16単位
	専門選択科目		36単位
自由設計科目			
	推奨科目		20単位
	一般科目		18単位
卒業要件単位数台	計		124単位

経営学科

基礎科目	語学	英語	8 単位
		第二外国語	6 単位
	初年次教育科目		4 単位
専門科目	ゼミナール		12単位
	専門基礎科目		12単位
	専門選択科目		44単位
自由設計科目			
	専門関連科目		20単位
	教養科目		18単位
卒業要件単位数金	·		124単位

(2) 文芸学部

国文学科

共通科目		
必修科目		6 単位
選択科目	教養科目	16単位
	外国語科目	
	学部共通外国語	12単位
学科科目		
必修科目		36単位
選択科目	演習	12単位
	講義	12単位
共通科目及び常	学科科目の卒業要件単位数を超えて修得する単位	30単位
と、他学科の学	学科科目を履修して修得する単位(ただし、いず	
れも学科で指定	さする限度までとする)	
卒業要件単位数	安合計	124単位

英文学科

共通科目		
必修科目		6 単位
選択科目	教養科目	16単位

	外国語科目 学部共通外国語	14単位
学科科目		
必修科目		28単位
選択科目	演習	20単位
	講義	12単位
共通科目及び当	学科科目の卒業要件単位数を超えて修得する単位	30単位
と、他学科の学	学科科目を履修して修得する単位(ただし、いず	
れも学科で指定	官する限度までとする)	
卒業要件単位数	文合計	126単位

芸術学科

共通科目		
必修科目		6 単位
選択科目	教養科目	16単位
	外国語科目	
	学部共通外国語	12単位
学科科目		
必修科目		26単位
選択科目	演習	12単位
	講義	20単位
共通科目及び	学科科目の卒業要件単位数を超えて修得する単位	32単位
と、他学科の学	学科科目を履修して修得する単位(ただし、いず	
れも学科で指揮	定する限度までとする)	
卒業要件単位領	数合計	124単位

文化史学科

共通科目		
必修科目		6 単位
選択科目	教養科目	16単位
	外国語科目	
	学部共通外国語	12単位
学科科目		
必修科目		16単位
選択科目	演習	18単位
	講義	28単位
共通科目及び気	学科科目の卒業要件単位数を超えて修得する単位	32単位
と、他学科の学	学科科目を履修して修得する単位(ただし、いず	
れも学科で指定	定する限度までとする)	
卒業要件単位数		128単位

マスコミュニケーション学科

共通科目		
必修科目		6 単位
選択科目	教養科目	16単位
	外国語科目	
	学部共通外国語	12単位
学科科目		
必修科目		24単位

	選択科目	演習	2 単位
		講義	36単位
	共通科目及び学	科科目の卒業要件単位数を超えて修得する単位	32単位
	と、他学科の学	科科目を履修して修得する単位(ただし、いず	
	れも学科で指定	する限度までとする)	
ſ	卒業要件単位数	合計	128単位

ヨーロッパ文化学科

共通科目		
必修科目		6 単位
選択科目	教養科目	16単位
	外国語科目	
	学部共通外国語	16単位
学科科目		
必修科目		25単位
選択科目	演習	20単位
	講義	12単位
共通科目及び	(学科科目の卒業要件単位数を超えて修得する単位	29単位
と、他学科の)学科科目を履修して修得する単位(ただし、いず	
れも学科で指	音定する限度までとする)	
卒業要件単位	三数 合計	124単位

(3) 法学部

法律学科

基礎部門	
教養科目	12単位
外国語科目	
必修英語	2 単位
必修独語又は仏語	4 単位
選択必修英語、独語、仏語	8 単位
他に、教養科目及び選択必修英語、独語、仏語並びに特	4 単位
別外国語、キャリアデザイン科目、データサイエンス科	
目の中から任意に選択した科目	
卒業要件単位数小計	30単位
専門部門	
必修科目	40単位
選択必修科目	20単位
自由選択科目	40単位
卒業要件単位数小計	100単位
卒業要件単位数合計	130単位

(4) 社会イノベーション学部

政策イノベーション学科

外国語科目	必修	14単位
基礎科目	必修	8 単位
	選択A	12単位
	選択B	4 単位
	選択C	4 単位
専門科目	必修	16単位

	選択A	32単位
	選択B	14単位
総合教養科目		12単位
学部共通科目		6 単位
一般共通科目		4 単位
卒業要件単位数合計		 126単位

心理社会学科

外国語科目	必修	14単位
基礎科目	必修	8 単位
	選択A	12単位
	選択B	4 単位
	選択C	4 単位
専門科目	必修	16単位
	選択A	32単位
	選択B	14単位
総合教養科目		12単位
学部共通科目		6 単位
一般共通科目		4 単位
卒業要件単位数合計		126単位

別表 2 (第19条関係) 教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等並びに単位数(経済学部・文芸学部・法学部)

授業科目	必修単位	選択必修単位
教育原論 I (教育の制度と社会)	2	
教育原論Ⅱ (教育課程の意義と編成)	2	
教師論	2	
教育史	2	
教育心理学		2
青年心理学		2
特別支援教育概論	2	
特別活動の指導法	2	
(総合的な学習の時間の指導法を含む)		
教育方法学	2	
(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
を含む)		
道徳教育の指導法	2	
生徒指導論(教育相談、進路指導及びキャリア	4	
教育を含む)		
国語科教育法A	4	
国語科教育法B	4	
英語科教育法A	4	
英語科教育法B	4	
社会科・地理歴史科教育法A	2	
社会科・公民科教育法A	2	
社会科・地理歴史科教育法B	4	
社会科・公民科教育法B	4	
独語科教育法A	4	
独語科教育法B	4	

仏語科教育法A	4	
仏語科教育法B	4	
国語科教育実習(高)		3
国語科教育実習(中・高)		5
英語科教育実習(高)		3
英語科教育実習 (中·高)		5
社会系教育実習(高)		3
社会系教育実習 (中·高)		5
独語科教育実習(高)		3
独語科教育実習 (中・高)		5
仏語科教育実習(高)		3
仏語科教育実習 (中・高)		5
教職実践演習(中・高)	2	

別表3 (第19条関係) 教員免許状の種類及び教科

学部	学科	免許状の種類	免許教科
経済学部	経済学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史
		高等学校教諭一種免許状	公民
	経営学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史
		高等学校教諭一種免許状	公民
文芸学部	国文学科	中学校教諭一種免許状	国語
		高等学校教諭一種免許状	国語
	英文学科	中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	英語
	文化史学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史
		高等学校教諭一種免許状	公民
	ヨーロッパ文化学科	中学校教諭一種免許状	ドイツ語
		中学校教諭一種免許状	フランス語
		高等学校教諭一種免許状	ドイツ語
		高等学校教諭一種免許状	フランス語
法学部	法律学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史
		高等学校教諭一種免許状	公民

別表 4 (第20条関係) 学芸員に関する科目及び単位数(文芸学部)

授業科目	必修単位	選択必修単位
生涯学習概論	2	
博物館概論	2	
博物館経営論	2	
博物館資料論	2	
博物館資料保存論	2	
博物館展示論	2	
博物館教育論	2	
博物館情報・メディア論	2	
博物館実習 (美術史)		3
博物館実習 (民俗学)		3

別表 5 (第31条、第33条、第34条、第35条、第44条、第45条関係) 入学検定料及び校納金 入学検定料

入学者選抜方式	入学検定料
A方式等	35,000円
B方式	15,000円
N方式	5,000円
S方式	30,000円

複数の学部・学科ないし入学者選抜方式に同時出願する場合の入学検定料については、別に定める。

- 注 A方式等とは、A方式(学部別選抜)、総合型選抜、再入学者選抜、学士入学者選抜、及び転 学者選抜等をいう。
 - B方式とは、大学入学共通テスト利用選抜をいう。
 - N方式とは、国公立大学併願型大学入学共通テスト利用選抜をいう。
 - S方式とは、全学部統一選抜をいう。

校納金

1 入学者

種目	年額	納入時
入学金	200,000円	入学年度のみ
授業料	800,000円	
施設費	250,000円	
教育充実費	70,000円	
学習図書整備費	10,000円	

- (ア) 学士入学者が、本学卒業者である場合の入学金の額については別に定める。
 - 2 在学者

種目	年額
授業料	800,000円
施設費	250,000円
教育充実費	70,000円
学習図書整備費	10,000円

- (ア) 前期末で卒業すること(以下「秋卒業」という。)が見込まれる者の学費については別に定める。
- (イ) 平成8年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- (ウ) 平成16年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- (エ) 平成24年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- (オ) 平成26年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- (カ) 平成28年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- (キ) 令和元年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。